

来年度に向けて

産業構造審議会 第17回知的財産分科会

令和4年3月3日



来年度に向けた全体像

世界をリードする特許行政の実現に向けて

業務やシステムの効率化による歳出削減

資料3：財政点検小委員会の活動報告

世界最速・最高品質の審査を実現するための
出願・審査・審判・登録への取組

本資料7：(1) 実施庁目標

イノベーション創出に向けた知財活動・経営の重点的支援

企業経営における知財マネジメントの浸透
(経営層を交えたIPランドスケープ策定支援)

本資料7：
(2) 来年度の新規・拡充事業 **事業1**

産業におけるDXの加速への知財面での対応
(「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」の改訂)

資料5：
標準必須特許に係る動向報告

産業におけるGXの加速への知財面での対応
(GX Technologies Inventoryの作成・公表)

資料6：
(2) 特許出願技術動向調査の今後の方向性

中小企業・スタートアップ向け

ベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣

本資料7：(2) 来年度の新規・拡充事業 **事業2**

中小企業・スタートアップの知財活用アクションプラン

資料4：知財活用アクションプランの紹介

外国出願補助金の拡充

本資料7：(2) 来年度の新規・拡充事業 **事業3**

大学向け

大学の知財活用アクションプラン

資料4：知財活用アクションプランの紹介

大学等発スタートアップの権利化の支援強化

本資料7：(2) 来年度の新規・拡充事業 **事業4**

(1) 実施庁目標

実施庁目標とは

実施庁

「中央省庁等改革基本法」第16条第6項第2号に基づき、主に政策の実施機能を担う組織として、平成13年1月の省庁再編時に、7省庁に9実施庁が設置された。現在は、4省5実施庁となっている。

現行の実施庁 : 法務省（公安調査庁）、財務省（国税庁）、**経済産業省（特許庁）**、国土交通省（気象庁、海上保安庁）

廃止された実施庁 : 防衛庁（防衛施設庁）、総務省（郵政事業庁）、厚生労働省（社会保険庁）、国土交通省（海難審判庁）

実施庁目標の策定

中央省庁等改革基本法に基づき、各年度に特許庁が達成すべき目標を経済産業大臣が設定し、特許庁長官に通知する。（※今回は、**令和4年度目標の設定**にあたり、御意見を伺う。）

実施庁目標に対する実績の評価

特許庁が達成すべき目標に対する実績を経済産業大臣が評価し、特許庁長官に通知する。

（※今回は、**令和2年度目標に対する実績の評価**にあたり、御意見を伺う。）

令和2年度目標に対する実績と令和4年度の目標について

- 令和2年度目標に対して、一部の項目※を除き、達成しているところ。
※移転登録、全国の知財総合支援窓口とよろず支援拠点との連携件数
- 未達のものについては、主に新型コロナウイルスによる出勤抑制等の影響が要因であった。
- 達成できなかった要因や政府目標等を踏まえ、令和2年度の実績や令和4年度目標についてご議論いただきたい。
- なお、令和4年度から目標の変更を検討する項目は、実施庁目標に関する政府目標等があるものや、令和2年度から令和3年度の直近にかけて足元の状況が変化したものを対象としたい。

1-1. 審査期間について

項目		令和2年度目標	令和2年度評価 (案)	令和3年度目標	令和4年度目標 (案)
特許	一次審査通知までの期間	9～11月	10.2月	9～11月	8.5～10.5月*2
	早期審査 一次審査通知までの期間	3月以内	2.8月	3月以内	3月以内
	スーパー早期審査 一次審査通知までの期間	1月以内	0.9月	1月以内	1月以内
	権利化までの期間	14～16月	15.0月	14～16月	13.5～15.5月*2
意匠	一次審査通知までの期間	5～7月	6.3月	5～7月	5～7月
	早期審査 一次審査通知までの期間	3月以内	2.1月	3月以内	3月以内
	権利化までの期間	6～8月	7.1月	6～8月	6～8月
商標	一次審査通知までの期間	9～11月	10.0月	8～10月	年度平均6～8月 令和4年度末6.5月以内*2
	早期審査 一次審査通知までの期間	3月以内	2.0月	3月以内	3月以内
	ファストトラック審査対象となる出願の割合	40%以上	40.1%*1	40%以上	40%以上
	ファストトラック審査の 一次審査通知までの期間	6月以内	5.4月	6月以内	6月以内
	権利化までの期間	10～12月	11.2月	9～11月	年度平均7～9月 令和4年度末8月以内*2

*1 ファストトラック審査対象外案件は出願から除外。

*2 政府目標を踏まえ短縮。

1-2. 審査の質について

項目		令和2年度目標	令和2年度評価 (案)	令和3年度目標	令和4年度目標 (案)
特許	コミュニケーションに関するユーザーの評価*1	上位評価割合 60%以上	66.8%	上位評価割合 65%以上	上位評価割合 65%以上
	出願人の求めに応じた面接の実施	原則、100% 面接を実施	(緊急事態宣言下では対面での面接等に一部支障が生じたが、) オンライン面接を活用し、求めに応じて最大限実施した*2	原則、100% 面接を実施	原則、100% 面接を実施
意匠	コミュニケーションに関するユーザーの評価*1	上位評価割合 70%以上	77.9%	上位評価割合 70%以上	上位評価割合 70%以上
	出願人の求めに応じた面接の実施	原則、100% 面接を実施	(緊急事態宣言下では対面での面接等に一部支障が生じたが、) オンライン面接を活用し、求めに応じて最大限実施した*2	原則、100% 面接を実施	原則、100% 面接を実施
商標	コミュニケーションに関するユーザーの評価*1	上位評価割合 60%以上	66.0%	上位評価割合 65%以上	上位評価割合 65%以上
	出願人の求めに応じた面接の実施	原則、100% 面接を実施	(緊急事態宣言下では対面での面接等に一部支障が生じたが、) オンライン面接を活用し、求めに応じて最大限実施した*2	原則、100% 面接を実施	原則、100% 面接を実施

*1 主たる出願人に対し、アンケートを送付。「5：満足」、「4：比較的満足」、「3：普通」、「2：比較的不満」、「1：不満」のうち、上位2段階である「5：満足」及び「4：比較的満足」を集計。

*2 インターネット回線がない等の場合は、電話対応等によって実施した。

【論点1-1】令和4年度目標：特許の審査期間について

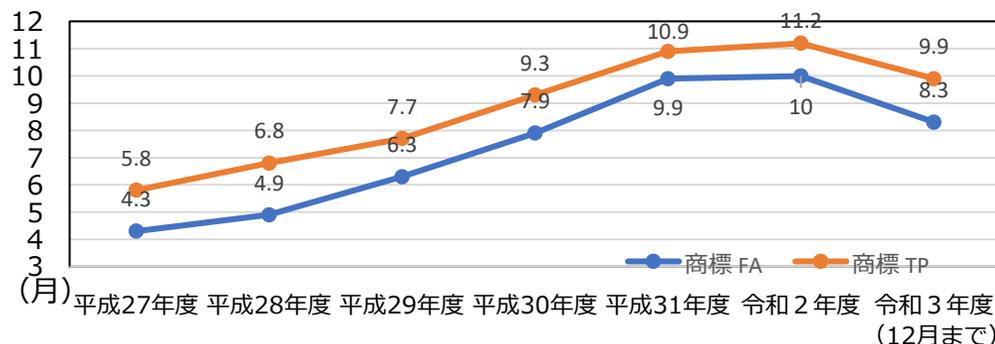
- 「日本再興戦略 改訂2014」では、平成35年度（令和5年度）末までに、
 - ① 「一次審査通知までの期間（以下、「FA期間」という。）」を「平均10月以内」、
 - ② 「権利化までの期間※（以下、「TP期間」という。）」を「平均14月以内」とすることとされているため、任期付審査官の採用、先行技術に係るデータベースの整備、文献調査の民間委託等を進めることで、目標の達成に取り組んでいるところ。

※ 出願人が補正等をすることに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。

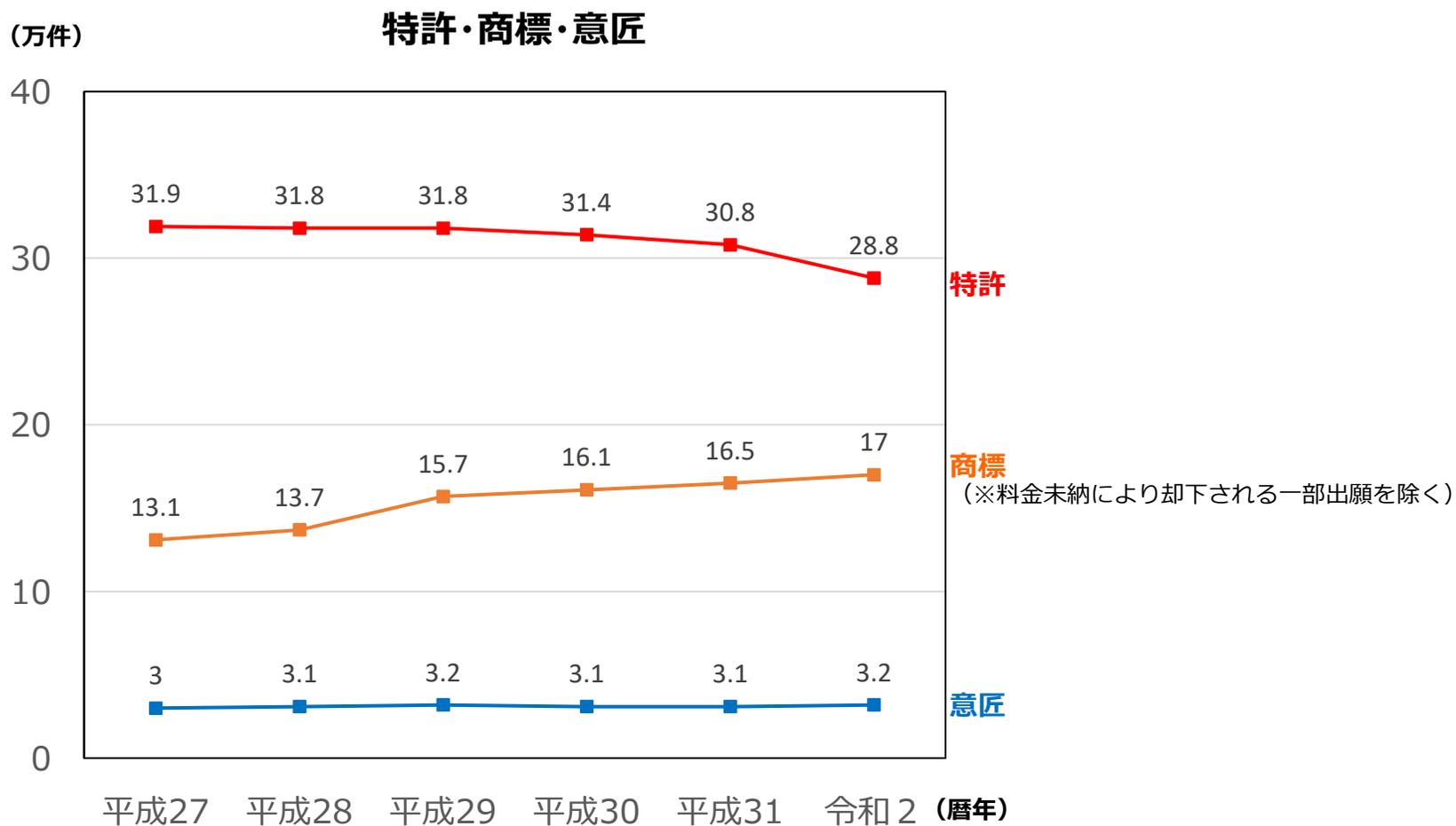
- 令和2年度の実績は、「FA期間」が10.2月（年度平均）、「TP期間」が15.0月（年度平均）、令和3年度の12月末時点の実績は、「FA期間」が10.1月、「TP期間」が15.2月であるところ、令和4年度は、政府目標達成に向けて目標を短縮すべきではないか。
- 令和4年度の目標値としては、「FA期間」を「8.5~10.5月（年度平均）」、「TP期間」を「13.5~15.5月（年度平均）」としてはどうか。

【論点1 - 2】 令和4年度目標：商標の審査期間について

- **2022年度（令和4年度末）**までに、
 - ①「知的財産推進計画2019」では、「**FA期間**」を「**6.5月**」、
 - ②「成長戦略（2019年6月21日閣議決定）」では、「**TP期間**」を「**8月**」
とすることとされているため、**任期付審査官の採用、拒絶理由の該当性に関する横断的な調査の外注等**を進めることで、目標の達成に取り組んでいるところ。
- **令和2年度の実績**として、「**FA期間**」が**10.0月（年度平均）**、「**TP期間**」が**11.2月（年度平均）**であるところ、**令和3年度12月末の実績値**としては、「**FA期間**」が**8.3月（年度平均）**、「**TP期間**」が**9.9月（年度平均）**と政府目標に向け短縮している。
- **令和4年度の目標**としては、下記のとおり**政府目標と一致する値に設定**することとしてはどうか。
 - ①「**FA期間**」を「**年度平均6~8月、令和4年度末 6.5月以内**」
 - ②「**TP期間**」を「**年度平均7~9月、令和4年度末 8月以内**」



(参考) 出願件数の推移



2. 審判について

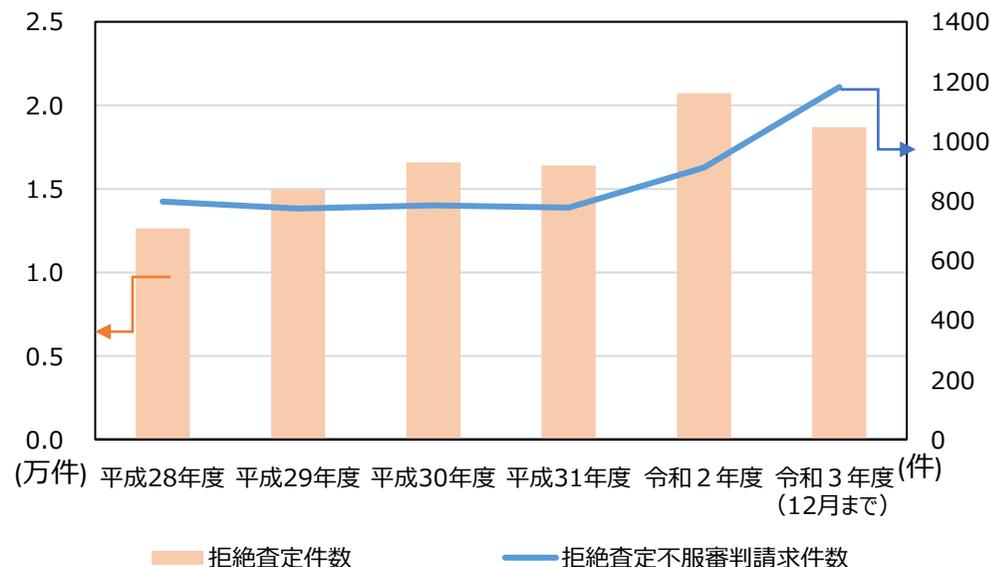
項目		令和2年度目標	令和2年度評価 (案)	令和3年度目標	令和4年度目標 (案)
拒絶査定 不服審判	特許	10～12月	10.0月	9～11月	9～11月
	意匠	4～6月	5.1月	4～6月	4～6月
	商標	7～9月	5.4月	5～7月	<u>7～9月</u> *1
拒絶査定 不服審判 早期審理	特許 意匠 商標	2～4月	2.7月	2～4月	2～4月
無効審判	特許 意匠 商標	8～10月	7.5月	7～9月	7～9月
異議申立て	特許	8～10月	7.4月	7～9月	7～9月
	商標	5～7月	5.0月	5～7月	5～7月

*1 足元の請求件数等を踏まえ、令和4年度目標を設定。

【論点2】 令和4年度目標：審判の審理期間について

- 令和2年度の商標の査定件数に比例し、**令和2年度の商標の拒絶査定不服審判請求件数**については、**増加**しているところ、令和2年度中に請求された件数の半数以上は令和3年度に審理されるため、**直近令和3年度の審理期間は5.9カ月（見込み値）**と影響が生じている。

令和3年度12月時点の請求件数（商標）がすでに、令和2年度を上回っているところ、令和4年度の審理期間は、**平均8.5月となる見込み**であるが、**更なる業務効率化策等**を講じて、**処理件数を増加**させ、**平均8月以内となることを目指す**。そのため、令和4年度の商標の「**拒絶査定不服審判の審理期間**」の目標については、「**7～9月**」としてはどうか。



3. 出願・登録等について

項目		令和2年度目標	令和2年度評価 (案)	令和3年度目標	令和4年度目標(案)
電子出願システム		停電や大規模災害等が発生した場合も含め、 24時間365日受付*1	達成	24時間365日受付*2	24時間365日受付*2
方式審査期間		全て即日*3	達成	全て即日*3	全て即日*3
登録	設定登録	全件3日以内*4	達成	全件3日以内*4	全件3日以内*4
	移転登録	全件10日以内*3	出勤抑制等の影響で 年平均18日以内 【未達】	全件10日以内*3	6月末までは13日以内、 7月以降は全件を10日 以内。ただし出勤抑制等 の影響により遅延が生じ る場合は、 年平均15日間以内。*3
公報	特許・意匠・ 商標	3～4週間*5	達成	3～4週間*5	10日以内*5*6
出願、登録等に関する 問合せへの対応		電話：原則即時 (折り返し対応の場合は即日) メール：原則2営業日以内	達成	電話：原則即時 (折り返し対応の場合は即日) メール：原則2営業日以内	電話：原則即時 (折り返し対応の場合は即日) メール：原則2営業日以内

*1 メンテナンス時間及びバックアップセンターへの切替時間を除く。

*2 メンテナンス時間及び停電や大規模災害等が発生した場合を除く。(※バックアップセンター廃止に伴う目標変更)

*3 手続きに不備がある場合は除く。

*4 書面による場合及び手続きに不備がある場合を除く。

*5 年末年始及びゴールデンウィークを挟む場合並びに編成対象のデータにエラーがある場合を除く。

*6 公報システム刷新により目標修正。

【論点3】令和4年度目標：出願・登録等について

- 「移転登録」については、セキュリティの観点からテレワークによる業務が困難であり、かつ設定登録とは異なり、システムの観点から人手による作業が必要なため、緊急事態宣言による出勤抑制等の影響を受け、年平均18日間と影響が生じているところ。
- 令和3年度については、令和2年度よりも長期にわたり、緊急事態宣言による出勤抑制等の影響を受けたため、年平均約10日間の遅延が生じる見込みであり、現時点ですでに令和3年度終了時点でも全件10日以内の目標は達成できない見込みである。
- 令和4年度については、令和3年度に生じた遅延を早期にできるだけ短縮する一方で、出勤抑制等による遅延の影響を織り込むべく、「6月末までは13日以内、7月以降は全件を10日以内。ただし、出勤抑制等の影響により遅延が生じる場合は、年平均15日間以内となるように処理を行う」こととしてはどうか。
- 遅延の要因となっている課題については、特許特別会計の財政改善状況等をみながら、今後検討することとし、移転登録申請者には、HPで遅延が生じていることを周知することなどユーザーへの丁寧なコミュニケーションを引き続き行いたい。
- また、「公報発行までの期間※」については、公報システム刷新により、「10日以内」と短縮を行いたい。

※設定登録から公報発行日までの期間

4. 中小企業支援及びグローバル化への対応について

項目		令和2年度目標	令和2年度評価 (案)	令和3年度目標	令和4年度目標 (案)
中小企業 支援	全国の知財総合支援窓口における相談件数	105,000件以上	118,514件	105,000件以上	105,000件以上
	全国の知財総合支援窓口とよろず支援拠点との連携件数	2,500件以上	2,474件【未達】*4		
	全国の知財総合支援窓口と関係機関との連携件数			9,000件以上	12,000件以上
	知財に着目した融資等を行う金融機関数*1	累計75機関以上	83機関	累計85機関以上	累計90機関以上*5
	新規に特許等の出願を行う中小企業数	14,000社以上	15,524社	14,000社以上	14,000社以上
	地域未来牽引企業等に知財戦略構築のためのハンズオン支援を行う件数*2	250件以上	267件以上	250件以上	250件以上
グローバル化 への対応	特許審査ハイウェイ（PPH）の一次審査通知期間*3	3月以内	2.6月	3月以内	3月以内
	新興国等の知財関係者を対象とした研修	30カ国・機関以上	59カ国・機関	40カ国・機関以上 290人以上	40カ国・機関以上 290人以上

*1 特許庁の知財ビジネス評価書作成支援を活用して、融資を行う金融機関数（公表分）。

*2 地域未来牽引企業等のターゲット企業にプッシュ型で訪問し、専門家や他の支援機関等のリソースも活用しつつ、当該企業における知財戦略の策定支援等の伴走型支援を行う。

*3 他庁で特許可能と判断されて申請された案件の、我が国における一次審査通知期間。

*4 全国的に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されたことによって、よろず支援拠点への相談件数が減少したために一部未達。

*5 足元の実績を踏まえて目標変更。

【論点4】 令和4年度目標：中小企業支援及びグローバル化への対応について

- 「全国の知財総合支援窓口とよろず支援拠点との連携件数」については、令和2年度実施庁目標を達成できなかったが、これは、4～5月に緊急事態宣言等による、知財総合支援窓口とよろず支援拠点のいずれも対面相談停止による影響を受け、よろず支援拠点との連携件数が減少したことが要因である。
令和2年度6月以降は、オンライン体制が整い、オンライン面談を実施するとともに、対面相談が再開された。
 - また、感染症流行下においては、中小企業等が自社の強みを活かし、事業環境変化に対応できる環境整備が必要なところ、令和3年12月10日から、中小企業等の経営資源である知財の活用促進を強化するため、知財活用アクションプランを開始している。
 - 令和4年度では、この知財活用アクションプランによって、中小企業支援を一層推進するべく、「全国の知財総合支援窓口と関係機関との連携件数」の目標については、「12,000件以上」としてはどうか。
- ※令和3年度12月時点の「全国の知財総合支援窓口と関係機関との連携件数」の実績値は「8,953件」
- さらに、「知財に着目した融資等を行う金融機関数」については、足元の状況を踏まえ、令和4年度目標を「累計90機関以上」としたい。

今後の進め方について

- 実施庁目標については、制度や社会のニーズに見合ったものを設定しているため、原則どのような状況下においても、その目標達成に向けて業務を遂行すべきであるが、令和2年度以降のコロナ対応等に伴う未曾有の危機対応を余儀なくされ定常業務の遂行が困難になる場合等、やむをえない状況下と判断できる際に、目標を変更することができる制度を今般導入したところ。
- また、今後の実施庁目標については、上記制度導入に伴い、毎年度2月半ば～3月上旬に定例として行う機会以外にも意見を聴取する可能性があることから、実施庁目標を専門に取扱う別の会議体で議論することにしたい。

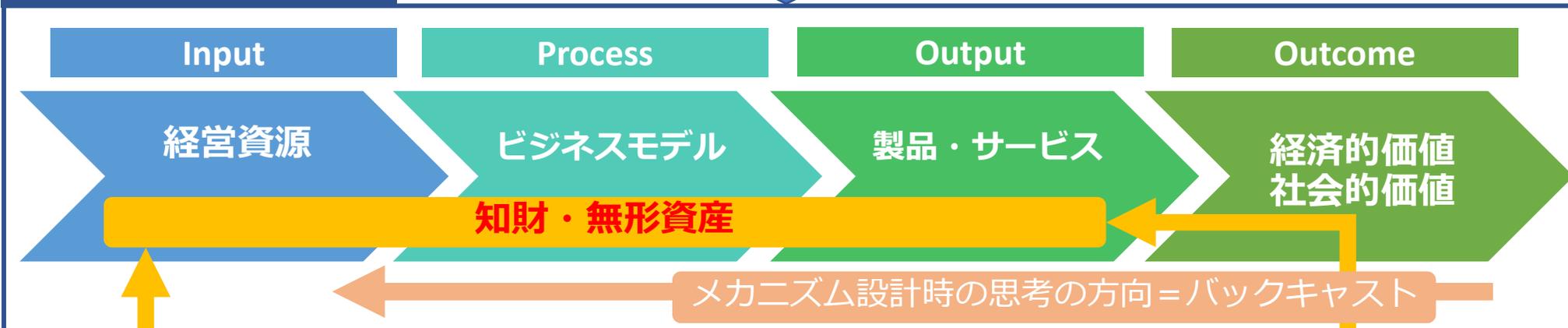
(2) 来年度の新規・拡充事業

知財情報の活用（IPランドスケープ）

▶ IPランドスケープとは、経営戦略又は事業戦略の立案に際し、（1）**経営・事業情報に知財情報を取り込んだ分析を実施**し、（2）その結果（現状の俯瞰・将来展望等）を**経営者・事業責任者と共有**すること。その結果に基づいて、**意思決定が行われる**。

企業のミッション/ビジョン/バリュー

価値創造メカニズム



【IPランドスケープ】

経営・事業における知財・無形資産の位置づけを可視化・裏付け

- ① コアコンピタンスの特定、競合他社の状況把握
- ② R&Dテーマ・新規事業の探索、M&A・アライアンス候補の選定
- ③ 傾向の把握、将来予測 など

知財情報

コーポレートガバナンスコードの改訂

知的財産への投資に関する補充原則が追加された。

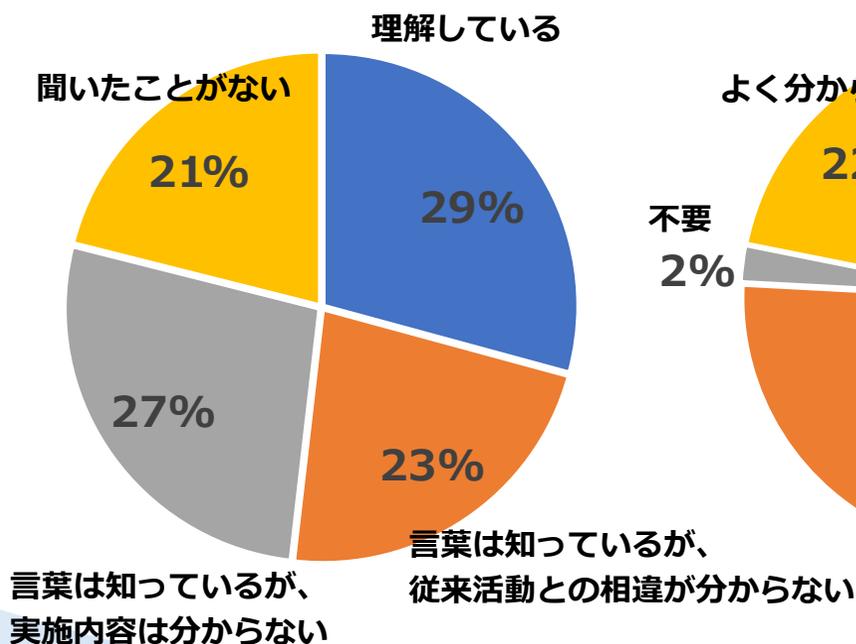
- ・ 知財投資の**開示・提供**
- ・ 知財投資の**監督**

IPランドスケープに関するアンケート結果

- ▶ **【認知・理解度】** IPランドスケープという言葉を知っている者は約8割。その内、IPランドスケープを理解している者は約3割。
- ▶ **【必要性】** IPランドスケープが必要と回答した者は約8割。
- ▶ **【実施状況】** IPランドスケープを十分に実施できている者は約1割。

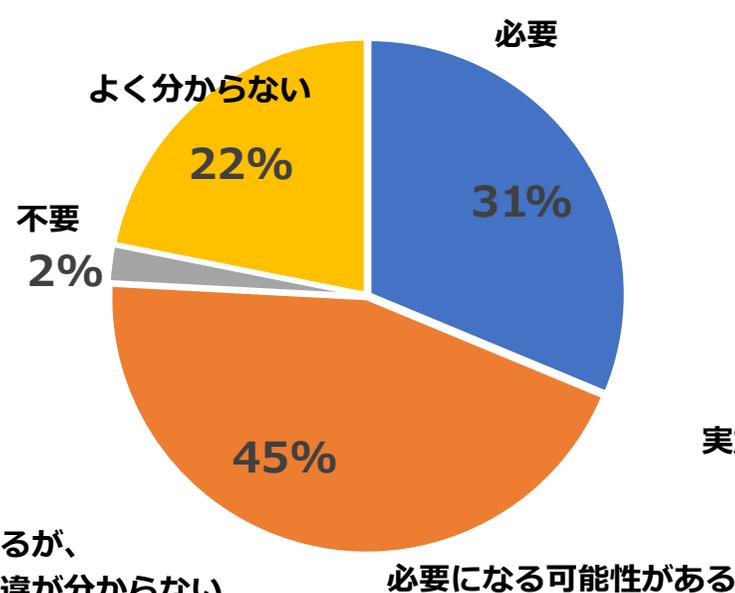
【認知・理解度】

n=1515



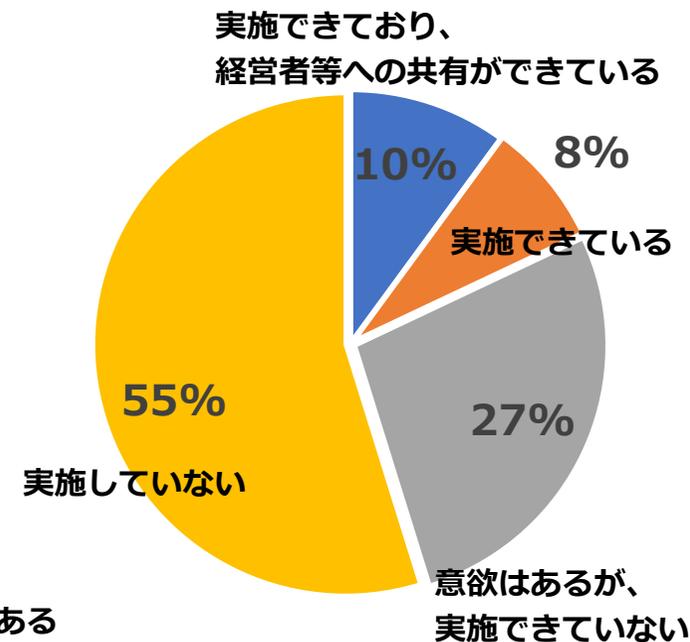
【必要性】

n=1515



【実施状況】

n=1515



企業経営へのIPランドスケープ活用に係る調査研究

- ▶ 調査対象企業において、経営層と知財部門を含む企業内チームとの十分な意思疎通・連携のもと、中長期的な事業成長に資する知財戦略を**知財情報を活用しつつ**策定・実践することを通じ、知財経営を企業に普及させるために必要な事項を調査研究。

経営層（幹部候補者）向け現地調査の実施

派遣チーム



経営
コンサルタント



知財
コンサルタント

オプション派遣



知財情報分析
アドバイザー

- 「As is」における知財の果たす役割の認識
- 「To be」及び「To be」における知財の果たす役割の構想
- 「As is」から「To be」への移行のための知財戦略の策定

- 知財情報ツール活用及び分析の支援

調査対象企業



経営層等

- 十分な意思疎通・連携

企業内チーム

知財部門

事業部門

経営企画部門



- 経営デザインシート等を活用した知財と価値創造メカニズムとの関係の認識
- 知財情報による裏付け

経営層による座談会の実施



- 現地調査の経験や成果について経営層どうして共有
- 知財経営の在り方等について議論

報告書の作成

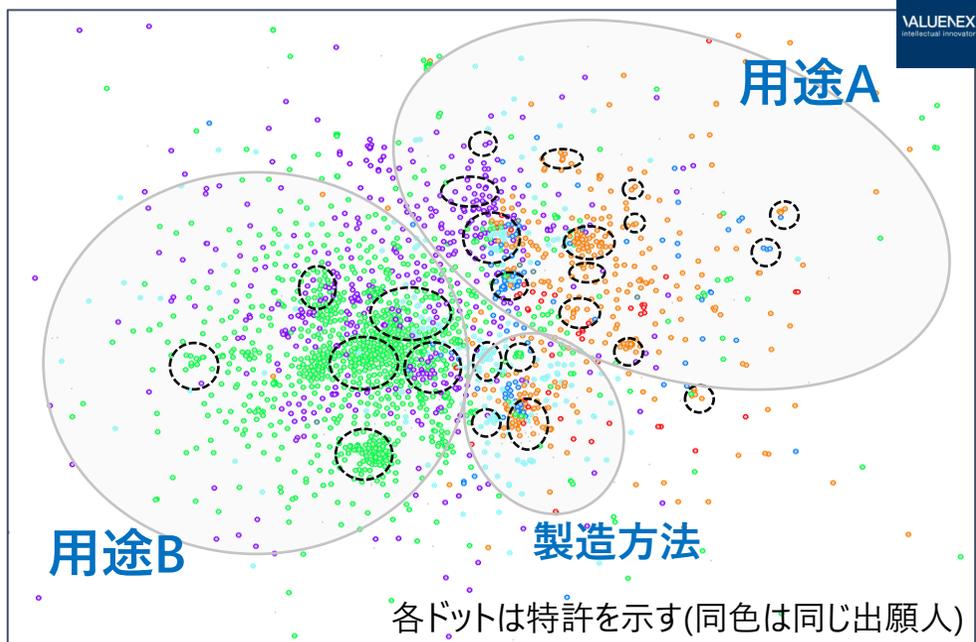


- 知財経営の在り方に関する提言
- 知財経営リテラシーに関するチェックリスト
- 事例集、ケーススタディ など

(参考) IP ランドスケープの活用事例 ((株) 旭化成様ご提供)

▶ コロナ禍を受けて需要が見込まれる技術分野αの動向を俯瞰。技術分野αの中、当社保有の技術βを戦略的に活用する可能性の検討材料として実施。

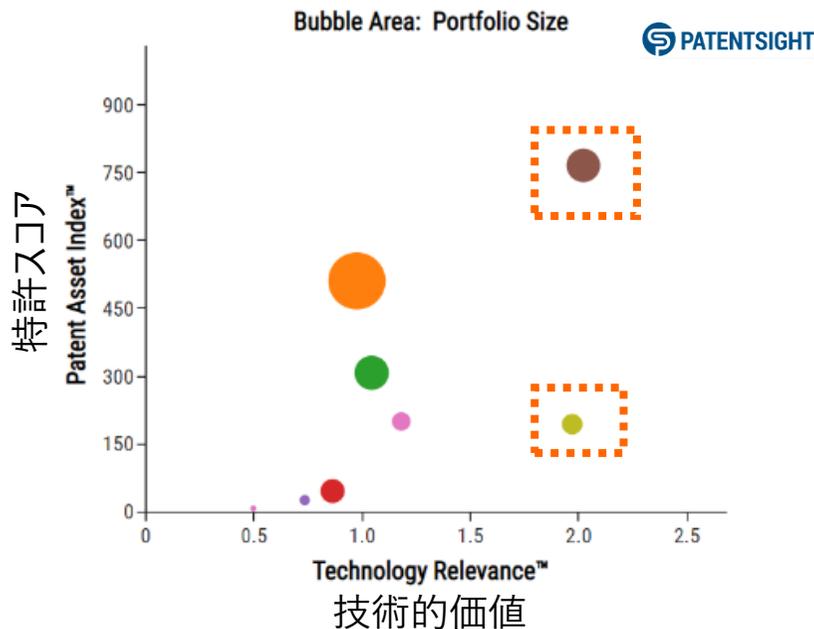
■ 技術分野αにおける競合企業の俯瞰



■ C分野への市場参入に向けたアプローチの提案

- ✓ C分野への参入に必要な、当社保有の技術βとの組み合わせが期待される優れた技術γを持つ企業群のポジションを俯瞰。
- ✓ 特許情報に加えビジネス情報を加味し、提携候補企業を抽出。

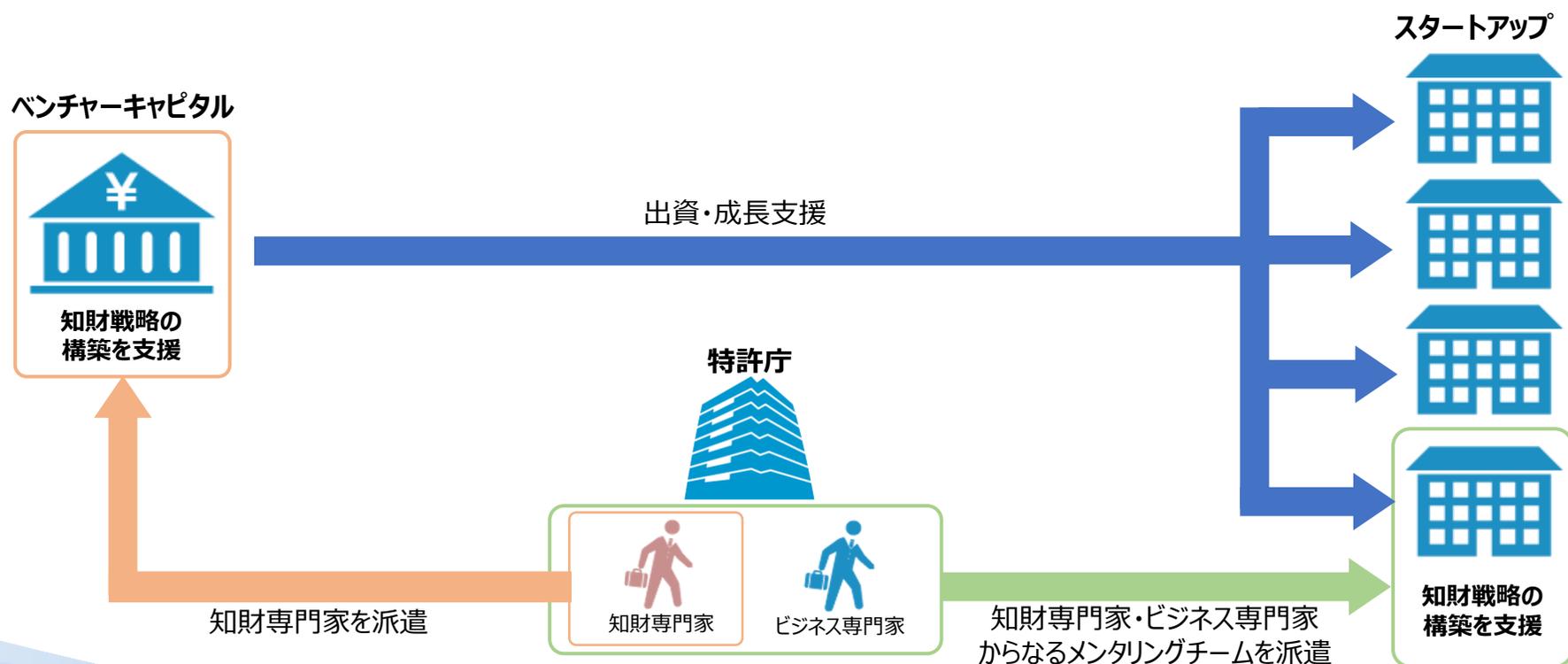
技術γを持つ企業群のポジションの俯瞰



- ✓ 技術分野αの特許出願を俯瞰したところ、用途Aや用途Bを対象とするものがメイン。C用途での技術開発は活発ではない(特許のカタマリなし)。
- ✓ 用途Cには支配的なプレイヤーもいないことから、コロナ禍におけるニーズに合わせた早急な事業化が望まれる。

ベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣調査事業

- ▶ これまで特許庁では知財アクセラレーションプログラム（IPAS）を実施し、スタートアップに知財専門家及びビジネス専門家からなる知財メンタリングチームを派遣することにより事業戦略に連動した知財戦略構築等を支援してきた。
- ▶ 一方、スタートアップを支援するベンチャーキャピタル（VC）には、ビジネス目線を踏まえた知財戦略構築支援の知見が十分に蓄積されているとはいえない。
- ▶ そこで、**知財専門家をvcに派遣**し、**vcにおける知財戦略策定支援の有効性**や、**vcに必要な知財支援機能を整理**予定。



※本資料は、政府が閣議決定した令和4年度予算案に盛り込まれている事業に関するものです。実際の事業実施には当該予算案の国会での可決・成立が必要となりますので、今後、事業内容等に変更が生じる可能性があることを予め御了承ください。

中小企業等外国出願中間手続補助金

- ▶ 令和3年度までの特許庁の支援事業では、PCT出願から国内移行までの各段階において、中小企業の外国出願に係る費用を支援する施策（PCT減免・交付金、外国出願補助金）を講じている。
- ▶ 一方で、外国出願した後の中間手続（審査請求や中間応答）については支援対象外であり、中小企業から中間手続に対する支援を望む声があったため、**外国出願の審査請求・中間応答に係る費用（外国特許庁への手数料、代理人費用、翻訳費など）の半額を助成する補助金を新設**し、中小企業の外国出願の権利化を一層手厚く支援することとした。

対象者

「中小企業者」又は「中小企業で構成されるグループ」（構成員のうち中小企業者が3分の2以上を占める者）
※みなし大企業を除く

主な支援要件

- ①外国出願補助金利用企業・利用特許案件であること
②他事業において、同様の補助を受けていないこと など

対象となる費用

- ①審査請求料
②審査請求に要する国内・現地代理人費用
③審査請求と同時の自発補正にかかる庁費用
④③にかかる翻訳費

上限額

1企業あたり：60万円（複数案件可能）
1カ国あたり：20万円

補助率

1/2以内

中間応答支援事業

- ①外国出願補助金利用企業・利用特許案件であること
②他事業において、同様の補助を受けていないこと
③新規性及び進歩性に関する拒絶理由であること
④期限内の応答が担保できること など

- ①中間応答に要する外国特許庁への庁費用
②中間応答に要する国内・現地代理人費用
③中間応答に要する翻訳費用

1企業あたり：30万円（1企業1案件1カ国）

1/2以内

※本資料は、政府が閣議決定した令和4年度予算案に盛り込まれている事業に関するものです。実際の事業実施には当該予算案の国会での可決・成立が必要となりますので、今後、事業内容等に変更が生じる可能性があることを予め御了承ください。

日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援

- ▶ 日本の産業競争力強化のためには、基礎研究等から創出されるイノベーションの社会実装促進が必要。
- ▶ 近年、スタートアップによる事業化を通じて、大学・公的研究機関・企業等が研究から生まれた最先端技術を社会実装することが活発化。こうしたスタートアップによるグローバルな事業の持続的な実施のためには、研究段階から適切に国際的な権利取得をしておくことが重要。
- ▶ スタートアップに研究成果を活用してもらう予定の大学・公的研究機関等に対して、海外出願に必要な費用を補助。

<助成の概要>

- 補助率：1/2
- 補助金上限額：1出願あたり150万円
※1申請者あたり年間30件の採択を上限。ただし、事業の実施状況等を勘案して年度途中に見直す場合あり。
- 補助対象経費：
 - ・ 海外特許庁への出願手数料
 - ・ 翻訳費用
 - ・ 海外出願に要する国内代理人・現地代理人費用

<支援対象の選考基準>

- 出願先での権利取得の可能性
- 出願先の国・地域における市場性や事業性
- 自身の保有特許権の他者への実施許諾率 等

<今後の予定>

- 2022年2-3月 実施事業者（事務局）の公募・選定
- 2022年4月 実施事業者（事務局）の採択
- 2022年初夏 補助対象者（海外出願の補助を希望する者）の公募開始

※本資料は、政府が閣議決定した令和4年度予算案に盛り込まれている事業に関するものです。実際の事業実施には当該予算案の国会での可決・成立が必要となりますので、今後、事業内容等に変更が生じる可能性があることを予め御了承ください。